|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 課　長 | 副課長 | 学 生 生 活 係 |
|  |  |  |

受付印

【受付者氏名記入】

掲示物（立看板）設置願

年　　月　　日

　　学生サービス課長　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 代表者(部長･委員長等)氏名 |  |
| 申請者学籍番号・氏名 |  |
| 申請者連絡先 | ―　　　　　― |

　掲示物の設置について、京都工芸繊維大学学生細則第１０条に基づき、下記のとおり申請しますので、許可をくださるようお願いいたします。

なお、掲示物の設置にあたっては、次の事を厳守します。

* 通行の妨げになったり危険を及ぼしたりしないよう、十分考慮します。
* 万一、破損･倒壊等の不都合が生じた場合は 速やかに対応し撤去･修繕します。
* 設置期間が終了すれば 直ちに撤去します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 期 間 | 平成 　年 　月 　日（ 　） ～平成 　年 　月 　日（ 　） |
| 目 的 |  |
| 設置物の  形状及び  内容 | (形状)　・大きさ　　　　　ｍ ×　　　　　ｍ  (内容)  ※ 必ず、実際の掲示内容がわかるもの(**写真・原稿**)を別紙に添付すること。 |
| 設置場所 | ※ 必ず、設置場所を裏面のキャンパス配置図に**赤色**で記入すること。 |
| 備 考 |  |

以 上

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 連絡日  (係→学生) |  | 対応者 |  |

＊学生生活係記入欄

[係 承認印]

京都工芸繊維大学学生細則 ＜抜粋＞ 　昭和25年11月10日制定

（掲示）

第１０条　学生が掲示しようとするときは、責任者の氏名を記載して学生サービス課に提出し、その許可を受けなければならない。

２　許可を受けた掲示は、学内所定の場所に公示し、特に指定のない限り5日を経過すれば撤去するものとする。

設置予定場所に**赤色で■印**を記入してください。

